

田主丸地域のごみ処理について（報告）

1 報告

旧4町地域のごみ処理については、合併後も一部組合にて共同処理を継続しましたが、城島・三瀨地域は平成28年度から、北野地域は令和5年度から、久留米市域内でごみ処理を開始し、住民サービスの統一や事務の効率化を図ってきました。

田主丸地域のごみ処理に関しては、うきは久留米環境施設組合において、RDF（固形燃料）処理委託の契約期間や地元との協定期限が、令和9年度末で満了となることなどを受けて、うきは市との協議を行い、地方自治法の手続きを経て、令和9年度末を以って同組合におけるごみの共同処理の廃止が決定しましたので、報告するものです。

【参考1】田主丸地域のごみ処理について

- ・処理先：うきは久留米環境施設組合（うきは市と久留米市で構成）
- ・処理施設：耳納クリーンステーション（所在地：うきは市吉井町）
 - 操業等に当たっては、地元と環境保全協定を締結（R10年3月31日期限）
- ・処理方式：「ごみ燃料化方式」
 - 可燃ごみを破碎・乾燥・選別し、添加剤を混入しRDF（固形燃料）を成型。
 - RDFは、現在、JFEエンジニアリング（株）に搬入し、発電用の熱源として再利用しているが、同社との処理委託の契約期間は、令和9年度末まで。

【参考2】ごみの共同処理の廃止に向けた地方自治法上の手続き

- ・令和7年12月
 - 両構成市議会（うきは市・久留米市）の12月議会にて、「令和9年度末を以って組合におけるごみの共同処理を廃止する」旨の組合規約変更に関する議案を議決
- ・令和8年1月9日
 - 組合規約変更について、県知事の許可

2 今後の主なスケジュール

- 令和8年度～令和9年度 田主丸地域の方へごみ分別方法等の周知など
- 令和10年4月1日 田主丸地域のごみの市域内処理開始